

〔翻刻〕難船物語

新堀道生・秋田古文書同好会

一 解題

本史料は、天明八年（一七八八）松前から江戸へ向かう途中に遭難し、清国まで漂流した商船・松栄丸の乗組員、賀茂村（現山形県鶴岡市）の長五郎・権吉が寛政三年（一七九一）郷里にたどり着くまでの一部始終を述べた記録の写しである。漂流の様子、清国の文化、送還の手続きなど興味深い記事が多い。

この松栄丸の漂流記は、いくつかの種類のもが流布している。類書の内容や所在については、小林郁『松栄丸「広東」漂流物語』に詳しい。各種伝本のなかで、本史料は、国会図書館が所蔵する「賀茂村権吉長五郎唐国漂流帰国之次第」とほぼ同内容である。両者は同じ系統の本から書き写されたものであろう。

末尾にあるように、慶応三年（一八六七）に石沢村（現秋田県由利本荘市）の猪俣堅治が書写したもので、のち同家の手を離れて現在は個人の所蔵となっている。猪俣家はしばしば石沢村の名主をつとめた旧家である。筆跡は流麗とはいえず明らかな誤字も多い。もともと国会図書館所蔵本も異様な字が多く、元にした写本自体に問題があったかも知れない。ともあれ字句の正確さについては難がある。原表題は「難船物語一」であるが、「二」や「三」があったかは確認できず、よって翻刻にあたっては単に「難船物語」と題した。石沢村は本荘藩領であった。同藩の吉太郎が松栄丸に乗っており、彼の漂流記も別に流布している。堅治はどこかでその事件を耳にして興味を抱き、本史料を書写したのかも知れない。

本史料の解説を担当したのは秋田古文書同好会の石山伸、田中理榮子、保坂佳子、伊藤正雄、伊藤茂、鎌田幸男、大門丈士、高橋三雄、越後美緒子、高野宏美、柏谷勉、齋藤正庸、渡辺昇、佐藤玉子、目黒勵の各会員である。解説指導および対校を新堀が担当した。

凡例

- 読解の便のため句読点を加えた。
- 旧字・異体字は通用の字体に改め、変体仮名の「は」は平仮名に、「より」などの合字は平仮名にそれぞれ改めた。
- 原本の振り仮名はそのまま記した。
- 誤りと思われる字はそのまま記し、傍注の丸括弧内に「ママ」と記すか、正しいと思われる字を記した。
- 衍字は右側に「衍」と傍注した。
- 表紙等は鉤括弧で示し、「表紙」などと傍注を付した。
- 検索の便のため【】に小見出しを記した。
- 史料の文言について適宜注釈を施し、各記事の後に掲げた。
- 国会図書館所蔵「賀茂村権吉長五郎唐国漂流帰国之次第」による注釈は、「国会本」と付記してこれを示した。

二 翻刻

(表紙)

「慶応三丁卯年書之」

難船物語 一

(押印)

「十世猪股徳田堂所有」

(見返し)

猪股徳右工門

【前書き】

天明八年申十一月七日南部領沖より被吹流外国ニ至り、三年ニ而長崎表帰国之次第御尋ニ付御書付差上申候。寛政三年亥五月廿七日加茂江着、前後五年目御座候。

【松前出航まで 天明七々八年】

未の年正月国元出立、松前江罷下り、阿部や伝兵衛と申者の舟江、水主兩人共乗申候。同年秋味積入申度罷下り候処、違節^①にて松前にて越年仕候。申三月中松前浜や彦六と申候者之船江水主被相頼乗替申候。夫より下モ夷地シへ^②ト申場所へ参り、切囲へ塩引^③并ニ干鮭積

入、四月中松前上着仕候。同五月上夷地嶋コマキ^④と申場所罷越、緋数の子の類積入、六月中松前へ到着仕候。同七月中旬秋味之場処、石狩と申処へ罷越、塩引積入、同八月廿八日^⑤同処出帆仕候。同九月廿三日^⑥松前江罷登り申候。同十月七日^⑦江戸行ニ相究メ、夫より風合も宜く御座候ニ付、夜馳仕候。

(1) 国会本では「遅登」。

(2) 下モ夷地||東蝦夷地。シへ||標津(しべつ)。

(3) 切囲塩引||海岸の蔵で塩漬けにして囲って置き、翌年船に積み込む塩引

鮭。秋に獲れた鮭を船内で塩をしてすぐ出航すると難船することが多く、切囲が行われた。干鮭(からざけ)は鮭を干したものである。秋味は塩引の甘塩のもの

(4) 新札幌市史第八巻、小樽市史第一巻)。

(5) 上蝦夷地||西蝦夷地。シマコマキ||現在の島牧。

(6) 国会本は九月二十八日とし、諸写本は十月四日とする(小林郁『松菜丸

「広東」漂流物語)。

(7) 国会本は十一月七日、諸写本も十一月七日とする(小林郁前掲書)。

【漂流 天明八年冬々】

其夜八ツ時頃、南部八ノ戸沖と思敷処にて暮方ニ風強く吹、大雪あれニ相成、二十二端の帆^⑧へ風厳敷当り、帆下ケ可仕様相働キ申候得共、悪風乗候ゆへ帆下り不申候。彼是仕候内帆柱綱不残切払へ、海中へ捨申候。其折大浪ニ被打込、水亘^⑨同様相成、夫より夜明ケ、翌八日朝八ノ戸山と覺敷遠く見掛申候。夫より船中相談仕、積入候塩引船潮精働限りに取捨申候。同日暮方西風に相成、風次第二流申候。右之通西風ニ流候事凡三十日余り、其内十一月十八日大浪にて外ヤグラ^⑩并水桶波ニ取られ申候。其内の艱難と苦勞挙て算へ難く奉存候。日々仏神を祈申候。右之日数の内、山ト申は見不申候。同廿三四日の頃ニも御坐有哉、三時斗り大雨降り申候間、みな、大儀悦び、水入申物其外着物綿斗り出シ、矢倉の上ニ乗せ雨をしめし、漸々咽を潤

シ申候。夫より二三日風無之処、又々雨^①風ニ相成、風次第二ながれ候事、酉二月十一日頃まで二御坐候。其内食事ヲ断候事も有之、餓水仕候事も、又ハ無抛海水など飲申候。其頃ニ至り日輪様の大キサ日本ニて見候より四双倍と拝見仕候。賄次シ^②斗り着仕候得共、暑難堪、水斗りかむり居申候。食事の儀ハ一日ニ三度ツ、たべ申候。尤も飯碗ニ盛分老膳喰べ申候。其跡ニ而四ツ目^③碗ニ而味噌をかき、水盃盃ツ、飲ミ申候。右之通ニ流候所、余り堪へ難く暑キ御坐候間、此通りニ而今二三日も参り候ハ、命も有之間敷と、船中相談之上仏神江祈誓を相掛、何卒涼敷方へ船参り候様ニ念願仕候ところ、不思議ニ夫より風吹直し東風ニ相成候。右之風ニて流候事凡三十日程に御座候間然ル処裕等を着仕候様ニ相成申候。誠に有がだぐ候事と存、皆々悦^④ひ申候。

一、申十二月頃より波風揉、船も潤^⑤き誠ニ以筏同様ニ相成^⑥申候間、有合之綱ニ而船をたばね、夜着布団之綿ニて潮之道ヲ留申候得共、四方八方より入候故、一日之内拾三度夜拾三度宛申合、潮取捨申候事ニて、唐まで着船ニ怠慢無之候。東風ニ而酉二月廿三日迄流申候。夫より風不相立、西風^⑦ニなり東風ニなり、様々ニ御坐候。大海之儀之汐のなかれも一向差別難そんじ候

(8) 松栄丸は二十二反帆、七百石積だったとされる(小林郁前掲書)が、本史料では八〇〇石積とある(末尾参照)。

(9) 国会本「水船」。

(10) 外爐(そとども)を読み誤ったか。

(11) 国会本「西」。

(12) 国会本「不断肌子」。

(13) ふたの形が小さい木碗(日本国語大辞典)。

(14) 「潤」は後段では「くつろぐ」の意で用いている。

(15) 国会本「揉れ、船も潤才筏同様ニ相成」。

【鳥飛来、海賊あらわる 天明九〇寛政元年四月】

一、酉四月廿三日頃ニも可有御坐哉、天気も別而静ニ御坐候間、皆々ヤグラに上り四方詠め、方角等の嘶又ハ銘々クトキ^⑧説居候所処江、何国共なく少^⑨き鳥ニ羽飛参^⑩り候。各不思議をなし候。大海ニ居候鳥なれば海鳥に可有之と評儀仕居候内、右之鳥船を三度廻り候而、船の真中江休ミ候処ヲ見候得は、日本の鳩ニ御坐候。依て皆々八幡菩薩^⑪ノ御告ケトそんじ、皆々有がだぐ、夫より垢離を取、髪付を油ニ仕^⑫、灯明を差上、何卒私共を本國江罷帰候様祈念仕候。右之鳩一夜泊り翌明西北の方へ向飛去申候得ハ、私シ共の命ニハ少も氣遣ひ有之間敷と皆々悦び居申候。同日又々燕ニ羽飛参り候而、前之如く三返り候て、是も船ニ一宿仕、翌朝同西北の方へ飛去申候。其節も皆々嬉しく身をあらだメ垢離取、難有拜礼仕候。

一、右燕^⑬も西北の方へさして飛去申候間、左候得ハ此方ニ向て国ハ可有之とそんじ詠居申候所、雲の様で山之姿と覺しき処ヲ遠見掛申候。風ハ合不申候得共、汐流ニて兎角右鳥之飛去候方角へ斗り流申候。是ハ四月廿四日御坐候。同日八ツ時頃ニも可有御坐候哉、唐土之獵船と相見へ老艘参り候間、各悦び、是ハ私シ共之助船ニも可有之と招き候処、右之船私シ共の舟へ綱ヲかけ、人数七人乗移申候。右之者共姿は芥子坊主^⑭ニ而、布コキン^⑮ノヨフナル物着仕候。

右船へ鱒鮫之様なるもの、其外鯛杯相見申候。唐人江言葉通じ不申候ニ付、手真似て助呉候様頼候処、右之者共左様心ハ無之、船中ヲ捜し夜具着類之外不殘取出シ、中ニも能物^⑯搜出シ、飯米等迄も持参候様子ニ相見へ候間、みなく打寄なけき候処、飯米其俣ニ差置、外衣類之分ヌスミとり、其船ハ帰申候。左候得ば最早日ハ暮申候。

(16) 国会本「鬢付ヲ灯シ油ニ仕」。

(17) 芥子坊主〓ここでは弁髪を表現した語。

(18) こぎん〓筒袖の野良着。

(19) 国会本「宜分」。

【漂着・上陸、恵来県へ 寛政元年四月】

一、翌廿五日同鳥之飛去方角へ流申候。廿六日昼頃ニも可有御坐哉、岸し近く寄候処、此方にて申さハ荒崎⁽²⁰⁾とも申様なる出崎有之、其内之方江流申候処、陸より見付少き小船に二人ツ、乗候舟拾艘余参り候て乗移、段々船之内板敷等ヲ起見候て、夫より錠⁽²¹⁾をおろし候ヨフニ手真似仕候、錠おろし懸く居⁽²²⁾申候。夫より右之小船不陸戻申候而、一向廿八日まで不参候て、只陸にて詠居候よふす二相見へ申候。依之舟中相談仕候ニは、斯て居候ては所詮助事も相成不申候間、兎角陸へ乗上り、逆も死シ事ならハ陸の土ニ相成可申とみなし一決仕、橋舟ニ乗飯米少々味噌鍋釜等迄積入、陸へ参候処、陸ニハ大勢二百人余も出候てみなし一錠長刀の類弓杯も持居候ゆへ、是ハ舟共⁽²³⁾殺之儀とみなし橋⁽²⁴⁾より上り兼、身を縮居候処、右大勢之内より年之頃六拾四才ニも相なる可申哉と覺しき者壹人出候て、砂地へ何国之者と書候を、松前伊兵衛と申者よみて、日本人と書答申候間、夫より袖を引申候間、助之儀とそんじ、皆々罷越候処、表口八間斗り奥行拾間斗り可有之哉と覺しき宮江被入候。ばん人十四、五人も付居申候。みな戸をべ一向外を見セ不申候。其内水を乞候得共、外より水を入呉申候。右之宮の類⁽²⁵⁾処へ居候事、廿八日より五月二日迄罷居候。其内朔日の夜半頃も可有御坐と思敷、御役人とも覺しき者供廻大勢召蓮、中ニも大将⁽²⁶⁾ハ相見へ、耆人曲録⁽²⁷⁾へ居、私共呼出シ、夫より礼儀相濟、先より書物ヲ出シ候間、一覽仕候得共、一向読不申候。猶又此方よりも色々書見候得共、是又通不申候。只日本人と申事のミ相分候と見へ申候。二日目袖を引候間、草履にて罷出シ候処、夫より道中ニ相成申候。日本之道仕得共⁽²⁸⁾大概七八里も参り候処、御城下らしぎ処ニ而、陽来縁⁽²⁹⁾と言文字之額懸りたる大きな門有之、夫より内へ入候処、長屋之様なる処へ私シ共ヲ差置申候。持参仕候飯米も不残たべ、一切施食にて罷有候処、ばん人者見兼、其内御役所へ申上呉候得共、翌日より耆人ニ付錢三十文宛被下、此方の四文錢位ニ而險魯唐宝⁽³⁰⁾ト有之物

テ、惣而私シ共着年之年号險魯五拾年⁽³¹⁾と申事ニ御坐候。右之三拾文にて米薪水其外野菜肴之類相調候てハ暮シかね候ほとに御坐候。依之十日斗り相立、又々不足之儀御頼申上候得共、竹箇⁽³²⁾ニ米入耆升、錢五拾宛毎朝被下候。米此方之升ニ直し候ハ、凡六合斗りと相見へ申候。此年閏五月御坐候。五月二日迄八十日程逗留に相成申候。

(20) 荒崎ハ山形県飛鳥の荒崎を指すか。

(21) 国会本「かかり居」。

(22) 国会本「私共」。

(23) 国会本「橋舟」。

(24) 国会本「日本道ニ仕候得は」。

(25) 国会本「陽来縁」。類本では「ユウライセン」など。恵来県（広東省）。

(26) 險魯唐宝ハ乾隆通宝の音を聞いて字を宛てたもの。

(27) 正しくは乾隆五十四年。

【取調べ 役人の服装】

一、右五月二日着則御呼出シにて、先達之者袖を引候間、被召連参候処、大きな御門ニツ通り候処、御白洲⁽³³⁾共も思鋪処ニ罷出シ候間、平伏仕居り申候処、みなし一を引立申候間、立申処へ髪之中并はだまで手を入、不残御改被成申候。坐敷之方見候得は尊き人見へ、曲録ニ居り冠り着し、白傘之様成物を真不の房下り⁽³⁴⁾其上江丸キ金之玉と覺しきものを被召申候。衣装ハ直垂のヨフナル物にて、鶴龜松竹之付たるを被召候。袷ハハツチノヨフナル物を着、呈之下相申候⁽³⁵⁾。足ハ三重四重ニも包み候模様にて、其上沓を履申候。其両辺の御役人とも覺しき人大勢ニ御座候得共、腰の物等一切帯不申、立居申候。其処にて書物出候得共、一向読不申候。外ニ筆紙も出シ申候間、依テ罷帰度趣書付ヲ以草字にて願候得共、是又一向通シ不申候。笑候而斗り居申候。夫より耆人⁽³⁶⁾と指さし、書まね仕候間、名前之儀そんじ、銘々名前書上候。相返シ候間、可相成たけ真

字にて書直シ上候処、其名前ノ下江朱にて書判被致相納申候。夫より元之長屋へ被返候。渡り日⁽³⁰⁾サツホウ⁽³¹⁾にて承候処、名前候もの則往来通判相成候よし、通辞之者被申聞ひ候。

(28) 国会本「冠ハ白キ笠之様成ル物ニ而上より真紅の房下り」。

(29) 国会本「裾はつちの様成もの黒笹(クロボシ)の下迄掛り申候」。

(30) 国会本は「渡口」とするが、「後日」の誤写か。

(31) サツホウニ乍浦。浙江省。

【 恵来県から広州へ 食物の事 寛政元年六月 】

夫より六月廿三日陽来縁を出立、歩行にて三里斗り行申候。其間不残野原ニ御座候。四方山と申もの見当り不申候。夫より端⁽²⁸⁾ニ参候処船用意いたし候と相見江申候。夫江乗申候。折角殊之外水かれにて船不申⁽²⁹⁾候。夜中老里斗り道中仕候。段々模様見へ候処、此節ハ稻茹仕舞、押付又々植付之用意と相⁽³⁰⁾見へ申候。左候得共一ケ年ニ二度作仕候様子ニ御座候。夫より竹にて組候駕籠之ヨフナル物ニ乗せられ申候。右之駕籠之外へ覆をいたし、一向外ヲ見せ不申、是ハ三日斗り道中仕候。又々川端至、船乗せられ申候。

一、右之内食物等前に不相変、生肴ハ鯉鮒之類、其外塩肴ハ小鯛鯛之類ヲ被下候。野菜ハ豆腐・茄子・竹の子・大角豆・大根・にんじん・長芋并里芋の子・芭瓜⁽³¹⁾・西瓜・菓物之類、何茂かも御座候。麵類も折々たべ申候。只見掛不申候牛房・こんにやく・味噌に御座候。味噌たべ不申候大キに難キ仕候。醬油煮又ハ塩煮にてたべ申候。前々通川船にて四、五日も乗候処、七月四日韓唐⁽³²⁾と申候処着仕候。同処ニても前々之通大キなる御門江入れ申候。九月廿八日迄て逗留仕候。其内ニ津軽之領深浦之与三郎ト申者老人、腹痛にて病死仕候⁽³³⁾。其間不残腹痛にて一統なんぎ仕候。医者覚しぎ人參、脈等を見候上、御薬被下候。

一、同処逗留之内、御役人卜覚しき人、家来召連参候て、色々御書付渡シ候得共、一向読不申候。跡にて相考

候処、此人私共ヲ送り候唐人ニ御座候。サツホウと申処迄送り届ケ申候。

(32) 国会本「川端」。

(33) 国会本「船通不申」。

(34) キユウリ。類本は黄瓜とも記す(小林郁前掲書)。

(35) 韓唐ニ広東。国会本には「広東」の表記がみえる。

【 広州から乍浦へ 甚太郎病死 寛政元年九月 】

一、右韓唐九月廿八日出立、大概川船にて歩行、駕籠へ漸々五、六日斗り御座候。サツホウと申処へ十二月廿五日ニ着仕候。皆々大キに退屈仕候。右長道中之内、南部蛸崎村住人甚太郎と申者病宛仕候。一病宛度毎ニ使使と思しき人參、其外下役人大勢参候て死骸裸二いたし、髪迄解候て得ト相役メ候上、寸尺を当、其趣一々書付相認申候様子、その後右⁽³⁶⁾を持参仕、書候様手真似仕候間、右牌とそんじ候。右病死者生国俗名共書付遣シ候処、四、五日相立又々前段之奇麗なる石江右之通彫付、見せに参候。大方墓江相立候儀とそんじ候。

(36) 国会本「石」。

【 乍浦での暮らし 寛政元年十二月〜二年四月 】

一、十二月廿六日夜五ツ頃ニも可御坐有哉、岸へ着仕候そんじ候処、陸より声をかけ舟頭善吉様〜と呼申候。みな〜ををとろぎ入、日本人歟と思へ候処、右之者対面仕候得は通辞に御坐候。早々宿処江参候様に殊之外深切取扱申候。此処は南京領にてサツホウト申処に御坐候由申候聞へ候。それより右之者同道にて宿処へ参候処、みな〜二階坐鋪ニ差置申候。誠ニ日本に帰候心地にて、大きニ悦嬉しく涙を流、有かたく奉存候。通辞兩人出、昼夜附添申候。此人名は童官、老人ハ福官⁽³⁷⁾と申候。夫より日本の模様にて取扱呉、満足仕候。まごこと二ありかだぐ仕合ニ奉存候。

一、同晦日、兩人通辞の者参、今日唐土・日本共年夜ニ御坐候間、打澗キ⁽³⁶⁾候て相楽み可申趣被申候。夫より酒肴等拾五種差出シ置、盃ハ銘々ハ殊之外饗心申候。同処山海之珍物ニテ何成共有之模様ニ相見ヘ申候。日本に通ひ候唐人、不残日本言葉ニテ毎日立替入替見舞申候。

一、戊正月同処逗留之内、津軽領三馬屋佐之助・南部蛸崎惣右衛門兩人病死仕候。前申上候通葬申候。

一、同処サツホウ逗留、西十二月廿五日より戊四月廿日迄逗留仕候。

夫より船乗移申候処、銘々十老人之者江土産仕候。様々持参仕貫申候品、左之通り御座候。

一、観音掛物⁽³⁷⁾褌 一、菱⁽³⁸⁾木綿袷着物⁽³⁹⁾褌

一、めんきぬの袷羽織一ツ 一、菱木綿羽織一ツ

一、白木綿⁽⁴⁰⁾褌反 一、紗綾帯⁽⁴¹⁾褌筋

一、紋紗綾羽織⁽⁴²⁾褌 一、菱蒲団表裏綿⁽⁴³⁾褌

一、杏⁽⁴⁴⁾褌足 一、篋錠前付

一、銀五拾目式分五厘 右之通品々被下申候。

但シ右之銀ハ唐船之船頭江御渡被成候。長崎表御役処ニテ銀御引替通用之銀ニテ被下置候。夫より江戸表両御屋鋪御役処ニテ金ニテ三歩式朱三拾六文頂戴仕、有かたぐ仕合奉存候、以上

メ拾褌品宛拾老人江銘々同様貰受申候

(37) 竜官・福官⁽³⁸⁾本名は王兆竜と周福(小林前掲書)。

(38) 国会本は「クツロキ」と仮名をふつてゐる。澗を「くつろぐ」の意で用いたか。

(39) 以下「菱」を類書は「綾」とす(小林前掲書)。

【長崎へ海賊、住居の事 寛政二年四月】

一、右唐船日相待候事、四月廿日より五月廿日迄逗留仕候。右船之儀は石数四五千石積申候由。尤船頭・水主共人数八拾人乗ニ御座候。拙者共両船江分候而乗申候。同処出帆仕候。権吉儀は、六月

十三日長崎表ニ着仕候。長五郎儀同十九日着仕候。みな／＼安堵之をもひなし、大悦仕候。右之サツホウト申処より長崎表まで海上道法四百里と承知仕候。一、前申上候海賊に逢候儀をサツホウ逗留中通辞ニ相嘶候処、殊之外立腹いたし、着日之頃ニも御嘶被成候ハ、送來り候役人差留置兼度沙法⁽⁴⁵⁾可仕儀御座候処、扱々残念なる事之由、併猶又為已後、右之段ハ此方より模様ニ申聞候間、左様之儀ハ必御延引致呉候様ニ能々相頼申候。陽来縁并韓唐私共居候処、鋪板無之、切石又ハ瓦杯鋪渡ものニ御座候。サツホウニテ通辞等之寐処見候得は、高き床の上ニ座を敷、蚊帳を釣り臥候躰ニ相見ヘ申候。

【長崎での取調・勾留 寛政二年六月〜三年四月】

一、長崎表着日当日、直々御役所江被召出候処、御奉行様御逢被下、段々御尋ニ付、右ケ条之趣一々御答申候。早速御吟味も相濟候上ニテ被仰聞候は、唐国において見立候物貰取不申、甚神妙之段蒙仰候。然る上ハ江戸表江申遣し本国江早々罷歸り候様可致候旨、安心たるべく趣被仰渡候。乍去吟味中ニ付揚屋⁽⁴⁶⁾へ罷居申候。御賄之義ハ一汁一菜ニ而御振舞被成下候。小遣錢として青銅式百文宛月々被下置候。右逗留之内ニもかわり候品貰不申候。四度御吟味被仰付候得共、前申上候書付之通相達無之段其度々申上候。右御役処迄着類ハ勿論帯等無残御改被遊候。揚屋へ戊六月中より亥四月三日迄罷有候⁽⁴⁷⁾。

(40) 揚屋⁽⁴⁸⁾ニ未決囚を收容する牢屋。あがりや。

【長崎から庄内へ 寛政三年四月〜五月】

一、右四月三日御役所へ御呼出シ相成候処、此末其方儀船働并喧嘩口論等本国帰候ても相成不申候段被仰渡候。夫より此方様御役人様江御引渡被仰付、誠ニ有かたき仕合言語難伸⁽⁴⁹⁾、みな／＼泪はかり流し居候。夫より長崎表同八日出立仕、江戸表御中鋪へ五月八日着仕

候。

一、御中鋪⁽⁴¹⁾ おゐて唐国⁽⁴²⁾之次第⁽⁴³⁾で御尋被遊、段々模様委細申上候。

御上屋鋪⁽⁴⁴⁾ニても右同様之御尋⁽⁴⁵⁾ニて御答申上候事。唐国より貰候品々被遊御覽度ニ付差上候様ニ被仰付、不残入奉御覽候。内々承候処一御上意も上り候様子⁽⁴⁶⁾ 承知仕候。且兩人の者共願之筋有之候ハ、

可申聞候様ニ被 仰付候。拙者共兩人共ニ老母御座候ゆへ、一別茂⁽⁴⁷⁾ 早々罷歸申度段奉願候処、早速ニ願之通被仰付、同十三日江戸表出立仕候処、御送人等迄被仰付、其上道中旅籠代并馬錢早も⁽⁴⁸⁾ 被下置候。誠ニ冥加至極難有仕合奉存候。此外色々御尋被遊候得共、心

付可申上候様モ無御座候。誠ニ御上様之御苦勞、其上莫太之御物入被遊被成下候之段恐入、御礼難申上、尽難有仕合ニ奉存候。右御尋ニ付申上候、以上。

寛政三亥五月廿七日

庄内加茂湊生

前書付之通、唐土漂流之兩人之者相尋

年四拾七 長五郎

同三拾五 権吉

富塚伊作⁽⁴⁹⁾ 殿

候処如斯御座候、以上

前同日

留塚伊作⁽⁵⁰⁾

松前浜屋彦六船八百石積松栄丸乗組

慶応三丁幼年

生国南部蛸崎村⁽⁵¹⁾ 船頭 善吉

三月より五月九日出来上り

同所 病死

水主 惣右衛門

猪又堅治用之

同所 病死

甚太郎

生国津軽三馬屋⁽⁵²⁾ 病死

佐之助

同国深浦⁽⁵³⁾ 病死

与三郎

生国南部蛸崎村

同 忠右衛門

啼鳥春林北⁽⁵⁴⁾

同所

清三

花

同国河内村⁽⁵⁵⁾

同 利三郎

落

同国小沢村⁽⁵⁶⁾

同 喜右衛門

生国松前城下⁽⁵⁷⁾

同 伊兵衛

同 伊兵衛

(41) 国会本「中屋敷」。
(42) 国会本「御上迄上候様子」。

同 秋田郡能代⁽³¹⁾ 同 長松

同 本庄領塩越村⁽³²⁾ 同 吉太郎

同 越後高田領大月村⁽³³⁾ 同 与治郎

同 庄内加茂村 同 長五郎

同 庄内加茂村 同 権吉

都合人数拾五人乗

唐船式艘御挨拶左之通

一、米五拾俵

宛 通辞兩人

一、錢百貫文

送り船式艘唐江御答礼

一、赤かね千斤 但シ千斤ト申は拾六貫目⁽³⁴⁾ 入五箇之也⁽³⁵⁾

送船御挨拶之儀は、已来順番ニ不相構、長崎乗入御免被仰付、漂流人

長崎逗留中ニも右舟押返シ罷越候由、凡長崎江乗入候ニも、一ヶ月一

度宛と日限り順番ニ而乗入候事之由ニ候故右之通被仰付候由相聞申候

(卯)

慶応三丁幼年

三月より五月九日出来上り

猪又堅治用之

西

何

啼鳥春林北⁽⁵⁴⁾

花

落

- (43) 国会本「共二」。
- (24) 加茂組大庄屋。
- (25) 青森県むつ市。
- (26) 青森県外ヶ浜町。
- (27) 青森県深浦町。
- (28) 青森県むつ市。
- (29) 青森県むつ市。
- (30) 北海道松前町。
- (31) 秋田県能代市。
- (32) 秋田県にかほ市。
- (33) 新潟県村上市。
- (34) 十六貫は約六十キログラム。
- (35) 欄外の落書き。多方向から読んで意味のとれる漢詩として、唐沢富太郎『図説明治百年の児童史 上』に次のこときものが紹介されている。

西 河

啼鳥春林北

花

落